

御成敗式目【ウィキより引用】

承久の乱以降、新たに任命された地頭の行動や収入を巡って各地で盛んに紛争が起きており、また**集団指導体制**を行うにあたり**抽象的指導理念**が必要となった。

紛争解決のためには頼朝時代の「先例」を基準としたが、先例にも限りがあり、また多くが以前とは条件が変化していた。

泰時は京都の法律家に依頼して律令などの貴族の法の要点を書き出してもらい、**毎朝熱心に勉強**した。

泰時は「**道理**」（武士社会の健全な常識）を基準とし、先例を取り入れながらより**統一的な**武士社会の基本となる「**法典**」の必要性を考えるようになり、評定衆の意見も同様であった。

泰時を中心とした評定衆たちが案を練って編集を進め、**貞永元年（1232年）8月、全51ヶ**条からなる**幕府の新しい基本法典**が完成した。

はじめはただ「**式条**」や「**式目**」と呼ばれ、後に**裁判の基準**としての意味で「**御成敗式目**」、あるいは元号をとって「**貞永式目**」と呼ばれるようになる。

完成に当たって泰時は六波羅探題として京都にあった**弟の重時**に送った2通の手紙の中で、**式目の目的**について次のように書いている。

++++

多くの裁判事件で同じような訴えでも強い者が勝ち、弱い者が負ける不公平を無くし、身分の高下にかかわらず、**えこひいき無く公正な裁判**を**する基準**として作ったのがこの式目である。

京都辺りでは『ものも知らぬあずまえびすどもが何を言うか』と笑う人があるかも知れないし、またその規準としてはすでに立派な律令があるではないかと反問されるかもしれない。

しかし、田舎では律令の法に通じている者など万人に一人もないのが実情である。

こんな状態なのに律令の規定を適用して処罰したりするのは、まるで獣を罠にかけるようなものだ。

この『式目』は漢字も知らぬこうした地方武士のために作られた法律であり、従者は主人に忠を尽くし、子は親に孝をつくすように、人の心の正直を尊び、曲がったのを捨てて、土民が安心して暮らせるように、というごく平凡な『道理』に基づいたものなのだ。

『御成敗式目』は日本における最初の武家法典である。

それ以前の律令や、明治以降の各種法令が基本的に中国法あるいは欧米法の法学を基礎として制定された継承法であるのに対し、式目はもっぱら日本社会の慣習や倫理観に則って独自に創設した法令であるという点で、日本の法の歴史上画期的なものとなった。室町時代、江戸時代の幕府法も式目を基にしている。